

議案第15号

愛西市公共物管理条例及び愛西市道路占用料条例の一部改正について

愛西市公共物管理条例及び愛西市道路占用料条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成31年2月27日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、愛知県道路占用料条例の改正に伴い、公共物等に係る占用料の額を改定するため必要があるからである。

愛西市公共物管理条例及び愛西市道路占用料条例の一部を改正
する条例

(愛西市公共物管理条例の一部改正)

第1条 愛西市公共物管理条例（平成17年愛西市条例第130号）の一部を次のように改正する。

別表柱類を設置する場合の項中「770」を「990」に、「1,200」を「1,500」に、「1,600」を「2,100」に、「690」を「890」に、「1,100」を「1,400」に、「1,500」を「1,900」に、「69」を「89」に改め、同表電線類を設置する場合の項中「7」を「9」に、「4」を「5」に改め、同

表管類を設置する場合の項中、

29
41

を

37
53

に、

「62」を「80」に、「83」を「110」に、「120」を「160」に、「170」を「210」に、「290」を「370」に、「410」を「530」に、「830」を「1,100」に改め、同表看板を設置する場合の項中「2,100」を「2,200」に改め、同表工事用施設等を設置する場合の項中「210」を「220」に改める。

(愛西市道路占用料条例の一部改正)

第2条 愛西市道路占用料条例（平成17年愛西市条例第131号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

占用物件の種類	区分	単位	占用料 (単位：円)
法第32条第1 項第1号に掲げ	第1種電柱	1本1年につき	990
	第2種電柱	1本1年につき	1,500

る工作物	第3種電柱	1本1年につき	2,100
	第1種電話柱	1本1年につき	890
	第2種電話柱	1本1年につき	1,400
	第3種電話柱	1本1年につき	1,900
	その他の柱類	1本1年につき	89
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	9
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートル1年につき	5
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	870
	地下に設ける変圧器	占有面積 1平方メートル1年につき	530
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,800
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	740
	広告塔	表示面積 1平方メートル1年につき	2,200
	その他のもの	占有面積 1平方メートル1年につき	1,800
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	37
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	53
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	80
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	110
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未	長さ1メートル1年につき	160

	満のもの			
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	210	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	370	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	530	
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	1,100	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積 1平方メートル1年につき	1,800	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	占用面積 1平方メートル1年につき	1,100	
	地下に設ける通路	占用面積 1平方メートル1年につき	660	
	その他のもの	占用面積 1平方メートル1年につき	1,800	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積 1平方メートル1日につき	22	
	その他のもの	占用面積 1平方メートル1月につき	220	
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1平方メートル1月につき	220
		その他のもの	表示面積 1平方メートル1年につき	2,200

		き	
	標識	1本1年につき	1,400
	旗ざお	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの	1本1日につき 22
		その他のもの	1本1月につき 220
	幕（令第7 条第4号に 掲げる工事 用施設であ るものを除 く。）	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの	その面積 1平方 メートル1日につ き 22
		その他のもの	その面積 1平方 メートル1月につ き 220
	アーチ	車道を横断 するもの	1基1月につき 2,200
		その他のもの	1基1月につき 1,100
令第7条第2号 に掲げる工作物		占用面積 1平方 メートル1年につ き	1,800
令第7条第3号 に掲げる施設		占用面積 1平方 メートル1年につ き	Aに0.034 を乗じて得た額
令第7条第4号 に掲げる工事用 施設及び同条第 5号に掲げる工 事用材料		占用面積 1平方 メートル1月につ き	220
令第7条第11 号に掲げる応急 仮設建築物	トンネルの上又は高架 の道路の路面下に設け るもの	占用面積 1平方 メートル1年につ き	Aに0.017 を乗じて得た額
	上空に設けるもの	占用面積 1平方 メートル1年につ き	Aに0.024 を乗じて得た額

	その他のもの	占用面積 1 平方メートル1年につき	Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		占用面積 1 平方メートル1年につき	Aに0.034を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成31年4月1日前に第1条の規定による改正前の愛西市公共物管理条例第4条第1項又は第6条の規定により許可を受けたことにより公共物を占有していた者が同日以後において引き続き同一の占有物件により当該公共物を占有する場合の当該占有物件に係る平成31年度以後の各年度の占用料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める場合につき、当該占有物件に係る平成30年度の占用料の額（当該占有物件に係る平成31年度以後の各年度の占有の期間に相当する期間と当該占有物件に係る平成30年度の占有の期間が異なる場合にあっては、当該占有物件に係る平成31年度以後の各年度の占有の期間に相当する期間を当該占有物件に係る平成30年度の占有の期間として第1条の規定による改正前の愛西市公共物管理条例第7条及び別表の規定により算出した当該占有物件に係る占用料の額）に平成30年4月1日から平成31年度以後の各年度の4月1日までに経過した年数を指数とする1.2のべき乗を乗じて得た額（以下この項において「調整占用料額」という。）とする。

- (1) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第12項に規定するガス事業者、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者 第1条の規定による改正後の愛西市公共物管理条例第7条及び別表の規定により算出した当該占有物件に係る平成31年度以後の各年度の占用料の額（次号において「新占用料額」という。）を当該占有者の事業所ごと

に合計した額が調整占用料額を当該占用者の事業所ごとに合計した額を超える場合

(2) その他の者 新占用料額が調整占用料額を超える場合

- 3 前項の規定は、平成31年4月1日前に道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項若しくは第3項(これらの規定を同法第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定により許可を受け、若しくは同法第35条(同法第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定により同意を得、又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可を受け、若しくは同法第21条の規定により協議が成立したことにより道路又は道路予定区域を占有していた者が同日以後において引き続き同一の占有物件により当該道路又は道路予定区域を占有する場合の当該占有物件に係る平成31年度以後の各年度の占用料の額について準用する。この場合において、前項中「第1条の規定による改正前の愛西市公共物管理条例第7条及び別表」とあるのは「第2条の規定による改正前の愛西市道路占用料条例第2条及び別表」と、同項第1号中「第1条の規定による改正後の愛西市公共物管理条例第7条及び別表」とあるのは「第2条の規定による改正後の愛西市道路占用料条例第2条及び別表」と読み替えるものとする。